

令和元年 11 月 28 日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室  
室長 小西 香奈江  
室長補佐 北 恭子  
介護統計第三係（内線 7570）  
（代表電話） 03（5253）1111  
（直通電話） 03（3595）2918

報道関係者 各位

## 平成 30 年度「介護給付費等実態統計」の結果を公表します

厚生労働省では、このたび、平成 30 年度「介護給付費等実態統計」の結果を取りまとめましたので公表します。

「介護給付費等実態統計」は、介護サービスの給付費等の状況を把握し、介護保険制度の円滑な運営と政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的として行っています。

介護保険総合データベースに蓄積されているすべての介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票を対象としています。なお、福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）は含みません。

今回公表する結果は、毎月公表している月報のうち、平成 30 年 5 月審査分（原則、サービス提供月の翌月が審査月）から平成 31 年 4 月審査分を年度報として取りまとめたものです。

※ 平成 30 年度からは、介護保険総合データベースから提供された介護給付費明細書等に関する情報を用いて集計することとしたため、名称を「介護給付費等実態調査」から「介護給付費等実態統計」へ変更しました。

### 【調査結果のポイント】

#### ○ 介護予防サービス及び介護サービスの受給者の状況 （表 1・表 2-1（2 頁）、表 2-2（3 頁））

・年間実受給者数(※1)	597万3,500人	（対前年度比	6万7,700人（1.1%）の減少
介護予防サービス(※2)	101万9,100人	（同	20万9,000人（17.0%）の減少
介護サービス	517万9,200人	（同	8万3,300人（1.6%）の増加

※1 平成30年4月から翌年3月の1年間において、一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は、1人として計上している。また、同一人が介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた場合は、1人として計上している。

※2 平成26年の介護保険法改正に伴い、介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度末までに「介護予防・日常生活支援総合事業」における「介護予防・生活支援サービス事業」に移行された。

#### ○ 介護予防サービス及び介護サービスの受給者1人当たり費用額（平成31年4月審査分）の状況 （表 5・表 6（6 頁））

・受給者1人当たり費用額	17万円	（対前年同月増減額	600円の減少
介護予防サービス	2万8,000円	（同	500円の増加
介護サービス	19万4,600円	（同	400円の増加

#### ○ 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額（平成31年4月審査分）の高い都道府県（図 3（7 頁））

<介護予防サービス>		<介護サービス>	
1	佐賀県 3万7,200円	1	沖縄県 21万1,700円
2	長崎県 3万4,800円	2	鳥取県 20万9,800円
3	鹿児島県 3万1,300円	3	石川県 20万8,600円

詳細は、別添概況をご覧ください